|  |
| --- |
| ７　いじめ対応の手順  保護者または他の児童からの報告  **関係機関（警察・児相等）**  **⑤-Ａ 児童への指導・支援**  **⑤-Ｂ 保護者との連携**  ○つながりのある教職員を中心に，関係児童（被害者，加害者とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。  ○いじめられた児童に対して，心のケアや様々な弾力的措置等，いじめから守り通すための対応を行う。  ○いじめた児童には，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。  ○いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせ，いじめを止められなくても，誰かに相談する勇気を持つよう指導する。  本人の訴え  サインの発見  **教育委員会・分室**  **◆報道機関への対応　　　◆事後観察・支援の継続　　　◆継続した情報交換・共有**  スクールカウンセラー，保健師，校医，学校評議員，民生委員，保護司，教員・警察官経験者，ＰＴＡ役員　等  ○「いじめ・不登校対策委員会」で指導･支援体制を組む  （学級担任，養護教諭，生徒指導主任，管理職などで役割を分担）  **④指導，支援体制の組織化**  **情報提供・連携**  **相談・報告・支援・調査**  **【いじめ・不登校対策委員会】**  校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，担任  （特別支援教育コーディネーター）  ○教職員，児童，保護者，その他から「いじめ・不登校対策委員会」に情報を集め，事実関係の把握に努める。  （必要に応じて参加）  **③情報の収集**  **②いじめの発覚**  **①いじめの予防**  ○校内指導体制の確立  ○教育活動全体を通した「いじめは絶対に許されないことである」という認識の指導  ○学習における基礎・基本の定着に向けた分かる授業の実践  ○人権・同和教育の充実とお互いを思いやり，尊重し，生命を大切にする指導  ○定期的な生徒指導職員会，生徒指導推進委員会（ケース会議）の開催  ○縦割り班活動を基盤にした自己肯定感の醸成  ○保護者との連携，支援体制の強化 |